

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（594））

2. 日時：平成30年1月16日 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、  
津金安全審査官、伊藤安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条／第39条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第5条 津波による損傷の防止について>

- 外郭防護2に関して、浸水想定範囲が海水ポンプグランド部から想定される漏水により他の重要な安全機能を有する設備へ影響を与えないとする方針を満たしているか、整理して提示すること。
- 取水ピットの海水ポンプ室にある既設分離壁を貫通する配管の耐震性について、整理して提示すること。

<第4条 地震による損傷の防止について>

- 大物搬入口建屋の軸組図について、原子炉建屋と大物搬入口建屋が完全に分離しているように見えるが詳細について確認し、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

東海第二発電所 津波による損傷の防止

東海第二発電所 地震による損傷の防止